

東京都建設リサイクル推進計画(改定素案)の概要

第1 計画の基本的考え方

計画策定の目的

都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指す。

計画の対象行為

都内で行われる社会資本等の整備・更新、建設資材の製造・販売、使用及び廃棄等

計画の基本的考え方

■基本的考え方

建設副産物の発生を抑制した上で、建築物等に蓄積された建設資材を有効に再生利用する。

■建設資源循環の優先順位

1段階:発生抑制 2段階:再使用 3段階:再生利用 4段階:熱回収 5段階:最終処分

■個別計画の策定

建設資源循環の実効性を確保するため、重点的に取り組むべき事項や特定の建設資材などについて、9つの個別計画を策定し、各種施策を展開。

計画の目標等

■目標年度等

本計画では、国の建設リサイクル推進計画2020における目標年度と整合性を図るため令和6年度末までに達成すべき達成基準値として定める。

■達成基準値(目標として維持する値)

上段:全体の達成基準値、下段:都関連工事の達成基準値

対象品目		実績値※	令和6年度	
◎建設廃棄物	再資源化・縮減率	98.2%	98%	
		99.5%	99%	
	○コンクリート塊	再資源化率	99.6%	99%
		99.9%	99%	
	○アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.9%	99%
		99.9%	99%	
	○建設発生木材	再資源化・縮減率	99.0%	99%
98.7%		99%		
○建設泥土	再資源化・縮減率	99.8%	96%	
	99.8%	98%		
○建設混合廃棄物	排出率	5.7%	3.0%以下	
		0.9%	1.0%未満	
◎建設発生土	建設発生土有効利用率	70.0%	88%	
		77.9%	99%	
☆再生砕石(都発注工事)	再生砕石利用率	53.9%	96%	

※実績値は平成30年度建設副産物実態調査の値

第2 個別計画のポイント(抜粋)

個別計画その1 コンクリート塊等を活用する

再資源化が十分に進んでいる一方で、主な再生資材である再生砕石の滞留が顕在化していること、今後コンクリート塊の発生量の増大が見込まれることなどから、再資源化にとどまらず、再利用までを見据えた取組を推進

- ・東京都環境物品等調達方針(公共工事)に基づき、再生砕石を利用できる場合は原則利用とし、建設工事での有効利用を促進
- ・都関連工事では、用途に応じた再生骨材コンクリートの利用促進

個別計画その2 建設発生木材を活用する

環境配慮型型枠の利用の徹底など、計画・設計段階において発生抑制を検討、工事現場内での適正な分別解体や分別した建設発生木材の再資源化などを推進

個別計画その3 建設泥土を活用する

「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき建設泥土を活用発生抑制、現場内利用及び「建設汚泥リサイクル事例集」を活用し、工事間利用を促進

個別計画その4 建設発生土を活用する

公共工事と民間工事との利用促進を図るため国のデータベースの活用を推進
都内で行われる公共工事は東京都建設発生土利用調整会議を通して、工事間利用や受入機関の活用を図る

個別計画その5 廃棄物を建設資材に活用する

都民生活や産業活動などに伴い発生する一般廃棄物、上水スラッジ及び下水汚泥などを建設資材としてリサイクルし、建設工事への活用を促進

個別計画その6 建設グリーン調達を推進する

東京都環境物品等調達方針を策定し、都の区域の自然的社会的条件に応じて当該年度の環境物品の調達を推進

個別計画その7 建築物や土木工作物を長期使用する

今後一斉に更新期を迎える建築物等を、予防的な補修・保全等の実施により長寿命化を促進

個別計画その8 建設リサイクルを支える基盤を構築する

関係者との連携強化等によるリサイクルを支える基盤づくりや、リサイクルに関する技術開発・PRの促進

個別計画その9 島の建設リサイクルを推進する

島の持続ある発展と自然環境の保全のため、島内はもとより島しょ地域全体を含め建設副産物の循環利用を推進